

## 【学位論文要旨および審査要旨】

氏 名：下野 寿子  
学位の種類：博士（国際関係学）  
学位授与年月日：2005年3月4日  
学位論文の題名：  
「対外開放後の中国における直接投資導入政策 開始と定着の政治経済学」  
審査委員：中達 啓示（主査）  
高橋 伸彰  
小島 朋之（慶応義塾大学）

### <論文内容の要旨>

1979年に始まった外国直接投資は、今日の中国の経済発展をもたらした主因の一つである。しかし、計画経済システムと文化大革命期に横行した極端な排外主義のため、1970年代末の中国において直接投資の受け入れや経済特区の設置は容易なことではなかった。そうした状況において、政府はどのように直接投資導入政策を開始・定着させてきたのか。当該論文の目的は、約30年に及ぶ社会主義統制経済を経た中国で、優れて資本主義的な性格を持つ直接投資導入政策の開始と定着を実現可能にした政治的要因を探ることにある。本論文の構成は以下の通りである。

#### 序章

- 第1章 中国における対外開放と直接投資の導入：先行研究の成果と課題
  - 第2章 直接投資導入政策理解のための要諦
  - 第3章 対外開放と直接投資導入政策の開始
  - 第4章 14沿海都市の開放
  - 第5章 深圳経済特区発展の功罪：開発発展戦略の見直し
  - 第6章 投資環境整備の充実：直接投資誘致競争の勝者を目指して
  - 終章 直接投資導入政策の成功要因
- 図表一覧

#### 参考文献一覧

##### 初出一覧

博士論文第1章（「中国の対外開放政策に関する先行研究ノート - 直接投資導入に注目して - 」『立命館国際関係論集』（2001年4月）を発展させたもの）では、先行研究が対外開放と直接投資導入をどのように解釈してきたのかについて検討した結果、先行研究の関心は中国が対外開放へ踏み切らねばならなかった理由に集中しており、その開始を可能とした政治的背景については議論してこなかったこと、また直接投資導入政策に関する先行研究は投資受け入れ額の推移に関する経済学的な議論にのみ集中する傾向にあったことを指摘した。したがって直接投資導入政策の政治的実行可能性を問うことが重要であることを指摘した。

第2章では、直接投資導入政策論議を分析するための要諦として、第一に、改革派と保守派との関係、第二に、中央政府と地方（主に広東省）との歴史的・政治的な関係、第三に、中国の外国企業観の変化について概説している。

第3章から第6章までは、直接投資の開始（第3章）と定着（第4～6章）の過程に関する検証である。

第3章では、直接投資導入政策が始まるまでの過程について考察した。第一節では、1970年代末の政治経済状況を概観した。第二節（霞山会『中国研究論叢』（2002年第二号）に掲載された論文「対外開放政策決定期における経済発展モデルの探求：資本主義的要素の選択と正当化」を発展させたもの）では、改革開放開始期前後における中国の経済学者による研究について調査し、レーニン、毛沢東等の発言等（あるいはその再解釈）を利用しながらも、実際には彼らがこの時すでに共産主義的思考の呪縛から相当程度解き放たれていたこと、ラテンアメリカ、アジアNIESについてもすでに相当程度理解を深めていたことを明らかにした。こうしたことから、改革開放政策は鄧小平単独のリーダーシップのみに起因するものではなく、ある程度幅広い学問的・知的基盤を

背景に開始されたものでもあったことを明確に示した。第三節(『立命館国際地域研究』(2004年3月,第22号)に掲載された「中国における外国直接投資導入政策の始まりに関する一考察」を発展)では、直接投資導入に関わる3つの制度(中外合弁法,蛇口工業区における合弁企業規定,深圳経済特区)について、それぞれの成立過程と内容を実証的に分析した。この節ではいよいよ数多くの中国語・英語文献が活用され、より中国内部に入り込んだ分析が行われている。ここでは中央だけでなく地方でも外資導入を求める動きがあったことを優れて実証的に示し、そうした動きの中で活躍した谷牧以下指導者のパイオグラフィーをも交えながら活き活きと外資導入政策開始の政治過程を描いた。そしてその中身については保守派に幾分妥協しながらも、改革派は外資導入のための法制化を着実に進め既成事実を積み上げていったという新たな解釈を展開している。いずれにせよ、この論文によって(その実現が極めて困難な中国政治研究という分野にありながら)実証面で下野氏は新たな高見に到達した観がある。

第4章では、14沿海都市の対外開放が実現するまでの過程について論じた。この中では保守派の直接投資導入や経済特区に対する批判がイデオロギーのみならずやや儒教的な性格すら感じる道徳観の強いものであったと指摘した。保守派主導の政治的キャンペーンが社会的混乱を引き起こし、情勢が改革派に有利に転じ、14沿海都市の対外開放が実現する過程を実証した。しかしながら、沿海都市の対外開放は、保守派への配慮と中央の財政的制約により、実際には開発面積が限られ、開発の進行が一斉に進行したわけではないという意味で限定的なものであったという、対外開放の華々しさが喧伝される中であまり知られていない事実の指摘を行なった。

第5章では、政府中央が深圳経済特区に外向型経済の構築を迫った経緯について明らかにした。

深圳の経済発展が輸出ではなく建設ラッシュや大陸での需要に依存していたという指摘を行ない、中央政府が第二国境線と特区通貨構想によ

って、経済的落ち込みを心配する広東省の反対にも関わらず、大陸との一定の遮断を行なおうとした経緯を明らかにした。そして中央改革派が深圳経済特区を外向型経済へ転換させた政治過程について紹介した。こうしたことから対外開放の先端を走ってきたとされる広東省の省益と中央改革派の国益との対立の存在を明らかにした。

1980年代半ば、対日貿易赤字の急増を契機に中央改革派は投資環境の改善に着手した。第6章ではその過程を検討し、投資環境改善の内容は、保守派と改革派の妥協ではなく、外国企業の要望と中国の経済発展戦略の双方を反映したものとなっていったこと、沿海部の地方政府も中央改革派の呼びかけに応じて競うように投資環境整備に乗り出したことを指摘した。外国企業と地方政府が直接投資導入政策の主役となったことは政策がいよいよ定着するようになったことを意味していると結論づけた。

終章では、これまでの議論を整理し、直接投資導入政策の開始と定着を可能にした要因を整理した。開始に関しては、中央改革派指導部(政治的庇護)、改革派経済官僚(実務の推進,中央・地方間の調整),広東省幹部(地方の主導権)の役割と3者の保守派に対する連携が政策実現の鍵となった。また、本政策の定着過程においては、上記の3者の内、とりわけ中央の改革派経済官僚の役割が肝要であった。彼らは、沿海地方を積極的に関与させ、省益と国益との調和を図り、外国企業の要望を法令に反映させる役割を担った。さらに、定着過程においては保守派の影響力が著しく低下したことを明らかにした。換言すれば、直接投資導入政策の交渉過程は、国内の権力闘争ゲームから国際的な投資誘致競争ゲームへと移ったと結論づけた。

#### < 論文審査の結果の要旨 >

下野氏が本研究に取り組んだ背景には、1978年以降中国では改革開放政策が継続的に実施されているにも係わらず、政治学の観点からこうした経済領域の問題に、少なくとももわが国では、ほとん

ど本格的には取り組まれてこなかったという事実がある。それは主にはディシプリンの垣根を越える勇気を既成の政治学者たちが持たなかったことに起因しているが、下野氏はそれを本論文で大胆に追及した。

改革開放を継続するためには政策の経済合理性のみならず、文革期の孤立・混乱等から考えれば、政治的実現可能性が必要であったことは明らかである。下野氏は政治的条件を鄧小平を中心とする政治指導者のみに求めるのは間違いであり、対外貿易経済協力部を中心とする高級経済官僚（とりわけ谷牧）による政策実施のためのファシリテーションの重要性と、省益に基づく地方（とりわけ広東）のイニシアティブが、改革開放政策を継続するための裾野（改革派連合）を押し広げたと主張した。実際そうでなければすでに四半世紀にもわたる対外開放の継続が覚束なかったことは言うまでもない。こうした主張がさらに示唆するところは（対外経済開放の重要性を中国政府が認識していると言うことを強調することによって）中国の対外的な冒険の可能性を強調する中国脅威論が如何に根拠に乏しいかと言うことを実証的に示した。（改革開放に関する政治学サイドからの研究が乏しかったがゆえに中国脅威論が幅を利かせてきた背景があったとも指摘できる。）

もちろん外資導入政策を一つの柱とする市場経済導入のための努力には、少なくとも経済領域における共産主義からの移行が伴うわけで、その点に関して本研究は保守派（社会主義正統派）と改革派の抗争と妥協を実証的に示した。資料的制約が多い中で香港ジャーナリズムに掲載された資料なども利用して、双方の政治的な葛藤や戦略も含めて議論を体系的に整理している点は高く評価できる。もとより対外開放は鄧小平のリーダーシップのみに依拠したのではなく、例えば学者や改革官僚達による毛沢東主義・レーニン主義・自力更生についての再解釈や自由主義経済に対する誤解（とりわけアジアNIESの発展についての紹介）を解く努力についても言及し移行に伴う政治ダイナミックスをより明確に示した。

当初は外資導入政策を全国的に展開することが適わなかったため、広東省等の一部地方で特区を設ける形で実験的に実施された。これは改革中央官僚による保守派懐柔の為の方策でありその限りで地方が利用されたのであった。しかし特区優遇政策の報酬を地方が謳歌しはじめると、今度は輸出主導の発展を進めたい中央と、内陸とつながりを継続することによって発展を維持したい地方（広東）の利益の衝突が起こったことを本論文は指摘し、複雑な保守・改革と中央・地方の対立・協調構図を大胆に描き出した。

そして本論文は対外開放政策が成果を挙げる中で保守派が次第に影響力を失い外資導入政策が定着していったと主張している。その根拠として外資導入政策のあり様が当初は保守派・改革派の対抗関係で決定されていたのに対し、80年代半ばになると外国企業（多国籍企業）を如何に誘致するかと言う点を軸に、対外交渉が中心となっていったことを指摘した。そしてさらには東南アジア諸国と外資誘致競争を展開するまでになったことを示した。その背景に中国における外国企業観の変化があり経済思想の移行も進んだことを明確に示した。

70年代から始まるいわゆる国際関係論における政治経済学のリバイバルは当初日米欧といった先進国、次いでアジアNIES、ASEAN、ラテンアメリカを研究対象として進化してきたが、下野氏の研究はそれを中国にまで推し進めたことに大きな意義が存在する。そのために語学とディシプリンの壁を乗り越えた彼女の努力は驚嘆に値する。

#### < 審査委員会の結論 >

審査委員会は3人による審査に加え、2005年1月31日には公開審査会を実施して、本人からの詳細な内容の報告を基にして、参加者からの忌憚のない意見の開陳や質疑、意見交換を行った。審査委員会からは例えば論文全体は改革派對保守派という二項対立を軸に展開されているが、そうした名称は判りやすいが果たしてどの程度適切か、保守派についての言及がもう少し必要なのではある

まいか、政策論争を軸に議論が組み立てられているが権力闘争の側面に十分な目配りが出来ているか、天安門事件や南巡講話等その後の展開との繋がりはどうか、対外開放を肯定的なものとしてのみ評価することは適切か等々今後単行本として刊行するに際して重要となると思われる建設的な指摘がなされた。以上の結果も踏まえて、審査委員会は、本論文が立命館大学学位規程第18条第2項に基づく博士（国際関係学）に値するとの結論に達した。

**<試験または学力確認の結果の要旨>**

申請者は2002年3月に国際関係学博士課程後期課程の必要単位を全て取得した。論文の内容と水準に加えて、公開審査会での報告、質疑応答にお

いても申請者は論文内容に関して深い理解を有することを証明し、かつ説得力ある説明をおこなった。また、申請者は本論文の作成にあたって中国での現地調査とインタビューを行い、また英語・中国語文献を多数利用するとともに両国に一年以上留学し米国では修士号を取得しており、中国語と英語に関して十分な能力を有するものと判断出来る。さらに、同規程第25条第2項該当者であることから、筆記試験による学力確認を免除した。

審査委員会は、以上の諸点を総合的に判断して、審査論文は本学学位規程第18条第2項により、博士（国際関係学）の学位を授与することを適当と認める。